

会議録

会議の名称	平成26年度 第1回 小金井市交通安全推進協議会
事務局	都市整備部 交通対策課
開催日時	平成26年8月28日(木) 午後2時~4時
開催場所	市役所本庁舎第一会議室
出席者	別紙のとおり
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 • 一部不可 • 不可
傍聴者数	0人
傍聴不可等の理由等	該当なし
会議次第	1 委嘱状の交付 2 市長あいさつ 3 委員、市職員の紹介 4 会長の選出 5 小金井警察署管内における交通情勢について 6 議題 (1) 平成26年秋の小金井市交通安全運動推進要領(案)について (2) 交通安全運動期間中の広報活動等について (3) その他
会議結果	別紙のとおり
発言内容・発言者名(主な発言要旨等)	別紙のとおり
提出資料	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年秋の小金井市交通安全運動推進要領(案) ・平成26年秋の交通安全運動市内広報文(案) ・自転車走行中は必ず安全確認を(東京都チラシ) ・東京都小金井市交通安全推進協議会設置条例 ・小金井市交通安全推進協議会委員名簿
その他	

平成26年度第1回小金井市交通安全推進協議会会議録

1 日 時 平成26年8月28日（木）午後2時～4時

2 場 所 市役所本庁舎第一会議室

3 内 容

- 1 委嘱状の交付
- 2 市長あいさつ
- 3 委員、市職員の紹介
- 4 会長の選出
- 5 小金井警察署管内における交通情勢について
- 6 議 題

- (1) 平成26年秋の小金井市交通安全運動推進要領（案）について
- (2) 交通安全運動期間中の広報活動等について
- (3) その他

4 出席者

【委 員】（敬称略）

三枝茂仁（代理者白石交通課長）、露口哲治、原口久男（代理者）、中井敏郎（代理者）、渡邊恭秀、浦川潔（代理人）、鈴木和雄、土屋和子、星野知子、齊藤浩、横山博、金澤昭、大森康雄、遠藤由佳、奥田泰大、井上智順

【小金井市】

稻葉孝彦（小金井市長）、酒井功二（都市整備部長）、畠野伸二（都市整備部交通対策課長）、府川真之（都市整備部交通対策課交通対策係長）

【傍聴者】

なし

5 主な発言要旨等

【交通対策係長】開会、資格審査、配布資料の確認

【市長】委嘱状の交付

【市長】挨拶

【交通対策係長】委員の紹介、市事務局職員の紹介

【交通対策係長】会長の選出

選出方法について意見はあるか。

【奥田委員】

選出方法については、委員の中から指名推選の方法により行うのがよいと考える。

【交通対策係長】

選出方法について、指名推選との意見があった。よって指名推選に決定することに異議はないか。

【委員各位】

異議なし

【交通対策係長】

異議なしと認め、指名推選の方法で行わせていただく。まず会長について、推薦はあるか。

【奥田委員】

小金井警察管内交通安全協会にて活躍されており、また、本協議会委員も長年携われている土屋和子委員を推選する。

【交通対策係長】

本協議会会長に土屋和子委員を選出することに異議はないか。

【委員各位】

異議なし

【交通対策係長】

異議なしと認める。よって、ただいま指名したとおり選出することと決定した。

【会長】就任あいさつ

次に、東京都小金井市交通安全推進協議会設置条例（以下「条例」という。）第5条第3項に規定する委員の指定として、会長職務代行委員には鈴木和雄委員を指定する。

また、条例第8条に規定する幹事及び書記の委嘱として、幹事には、畠野交通対策課長を、書記には府川交通対策係長を委嘱する。なお、委嘱状の交付は省略とする。

【会長】

定めに従い議長を務めさせていただく。

次第5「小金井警察署管内における交通情勢について」を、警視庁小金井警察署白石交通課長よりお願いしたい。

【小金井警察署交通課長】小金井警察署管内における交通情勢について

【会長】

ただ今の報告に対して何か質問はあるか。無いようであれば次に、6議題
(1) 平成26年秋の小金井市交通安全運動推進要領（案）について、事務局から説明をお願いしたい。

【交通対策係長】

平成26年7月1日付、内閣府交通対策本部で決定された「平成26年秋

の全国交通安全運動推進要綱」に基づき、東京都では、都民総ぐるみの運動として推進することとして首都交通対策協議会安全部会幹事会において、東京都における推進要領が決定された。都の推進要領を基本として、市事務局で作成したものを小金井市版の推進要領として、本日ご提案させていただく。

資料1「平成26年秋の小金井市交通安全運動の推進要領案」をご覧いただきたい。

本年上半期の都内の交通事故発生状況は、発生件数及び死者数・負傷者数ともに減少しているが、死者は68人（前年同期比-14人）と、未だ交通事故により尊い命が失われており、また、依然として多くの方が交通事故の犠牲となっているなど厳しい状況は続いている。このため、交通事故死者全体の約4割を占める高齢者や、約3割の二輪車の交通事故防止に重点的に取り組むとともに、自転車安全利用の推進、飲酒運転の根絶、交通安全教育の推進や、安全かつ円滑な道路交通環境の整備等の諸施策を、より計画的かつ効果的に展開していく必要がある。

次に1ページの目的、「広く市民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、市民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ること」を目的としている。なお、スローガンは「やさしさが走るこの街 この道路」が今回も引き続き掲げられている。

次に期間である。例年どおり、9月21日（日）から30日（火）までの10日間で実施する。この時期は、秋の行楽シーズン、お彼岸の時期にあたり、人も車も動く時期である。そのような時期に、全国的に交通安全を啓発していくことということで、昭和23年以降、今回が133回目の交通安全運動ということになる。なお、期間中の9月30日（火）は、「交通死亡事故ゼロを目指す日」ということで定められている。

主催機関としては、小金井市、警視庁小金井警察署管内交通安全協会、警視庁小金井警察署、本協議会、関係機関・団体ということで、皆様で力を合わせてこの運動を実施してまいりたいと考えている。

第5番として運動の基本「子どもと高齢者の交通事故防止」である。平成18年秋の交通安全運動を行う際にこの「運動の基本」というものが設定されるようになった。なお、昨年・一昨年共に、春・秋ともこの「子どもと高齢者の交通事故防止」を運動の基本として掲げている。

続いて、第6運動の重点である。

- 1 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗車中の交通事故防止（特に、反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底）
- 2 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 3 飲酒運転の根絶
- 4 二輪車の交通事故防止

の4項目が東京都の方で決定している。

そして、5 自転車の安全利用の推進についてであるが、この箇所は小金井市の独自に取り組む項目として記述した。

2ページ以降は、先程ご説明した、第5運動の基本、第6運動の重点における具体的な推進要領ということで、それぞれ「家庭・地域で行うこと」、「運転者としてハンドルを握る際のポイント」、「職場や学校等で行うこと」を項目ごとに掲げている。

先ほど申し上げた、小金井市の独自項目である、（5）自転車の安全利用の推進についてであるが5ページに記載している。

これは、東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が平成25年7月1日に施行された。この条例では、交通ルールの習得や点検整備の実施といった自転車利用者が守るべき事項を明らかにすると共に、行政、事業者、家庭といった関係者の役割を明確にして、自転車の安全で適正な利用を社会全体で促進することを目的としている。その中でも主な特徴としては、事業者の義務・努力義務というのがある。すべての事業者に対しては、自転車通勤する従業者への研修、情報提供等、顧客等に対する駐輪場利用の啓発等、自転車通勤する従業者の駐輪場所の確保・確認が盛り込まれている。また、事業に自転車を使う事業者に対しては、従業員への研修等、自転車の点検整備、保険加入等が盛り込まれている。

平成25年中の都内における交通事故全体に占める自転車関与事故の割合は34.7%であり、年齢層別で見ても働き世代である20代から50代が全体の6割以上を占めていることから、今回の市独自項目としており、これらを今回、5ページに戻るが、職場・学校等ではというところに盛り込んでいる。

なお、今回、本日の資料にある2種類のカラーチラシについては市内の事業所や幼稚園、保育園等へ配布したいと考えている。

6ページ目「3 主催機関の推進事項」について、各推進事項を記述している。

以上、平成26年秋の小金井市交通安全運動推進要領案となる。よろしくご審議の上、承認賜わるようお願い申し上げる。

【会長】

以上で事務局案の説明が終了したが、ご意見、ご質問があれば発言願いたい。

【金澤委員】

自転車利用について、事業所での対応については承知しているが、一般の方向けの自転車教育は何か行っているのか。

【交通対策係長】

市では一般向けについては特段行ってはおらず、市報・HP等での安全利用に関する啓発を行っている状況である。一般向けではないが、市内中学校において教育委員会と連携し、スタントマンを活用した自転車の交通安全教育を実施している。なお、小金井警察署では一般の方から要望があれば隨時実施しているのを確認している。

【金澤委員】

特に高齢者については、左右確認をせずに道路を横断した状況もたびたび目撃しており、かなり危険に感じる。

【小金井警察署交通課長】

例えば、市内の老人会等の地域の組織に加入していれば要請があれば適宜行っているところであるが、加入していない方々に対する対応については課題であると感じている。昨日、秋の交通安全市民の集いを市民交流センターにて開催し、会場内に自転車シュミレーターを設置して安全利用に関する周知を行ったところである。その他警察でも独自に啓発活動を行っている。

【露口委員】

推進要領の中身については、国及び東京都の決定に沿った内容であるため、

ある意味仕方がない部分もあるが、例えば時期を変えるとか地域独自の特色があったほうがよいと思う。

【大森委員】

私は、自転車や自動車やオートバイを乗る立場として、乗って初めてそれぞれの立場での怖さというものを体感した。また、子どもや大人でもそれぞれの目線があり、こういう異なる視点も踏まえた安全教育を必要と感じており、今回は意見として発言させていただく。

【会長】

ただ今のご指摘のとおり、それぞれの異なる視点があり、こういった部分も踏まえていけばより有効な交通安全対策につながると考える。

【渡邊委員】

推進要領5ページに自転車における交通事故時の高額賠償例の記載がある。個々に自転車保険に加入している方もいると思うが加入していない方も多いと思われる。そこで自動車保険の中の付帯契約に自転車についての本人及び家族も加入できるのを確認しており、このような啓発も必要であると考える。

【小金井警察署交通課長】

ご指摘のとおり、自動車保険や損害保険等の付帯契約として本人および家族が保障されるものがある。契約や個々の保険により異なるのでご確認願いたい。

【交通対策係長】

日々の日常業務の中で、少しづつではあるが保険加入についての問合せが増加してきているのを実感している。また、今回配布した資料の中で東京都が作成した自転車安全利用についてのチラシがあり、この中に保険に関する事項も含まれている。このチラシについては、毎回交通安全啓発ポスターの掲示にご協力いただいている市内の幼稚園や保育園、金融機関やガソリンスタンド等の事業所に同チラシを配布する予定である。

【露口委員】

TSマークのついた自転車については賠償責任保険が付帯されており、限度額は、色別で青が1000万円、赤が2000万円となっているが点検・整備が前提となっており、なかなか浸透していないのが現状である。

【金澤委員】

相互通行の道路を例えれば一方通行にした場合は交通事故が減っている等のデータを持っているか。

【交通対策課長】

相互通行の道路を一方通行にした事例はほとんどないと認識している。確かに一方通行にした方が一見事故が減るようには感じる部分もあるが、地点ごとの交通量等様々な要素があるため一概には言えないものと考えている。

【会長】

他に無いようであれば、本案を原案どおり決定することに異議はないか。

【委員各位】

異議なし

【会長】

異議がないので、「平成25年秋の小金井市交通安全運動推進要領」は、原案どおり決定する。

続きまして議題(2) 交通安全運動期間中の広報活動等について、事務局から説明をお願いしたい。

【交通対策係長】

1 車両による広報活動について

車両での広報活動は、通勤・通学の時間帯にあたる午前7時半から8時半まで、午前10時前後の2時間及び午後3時前後の2時間、毎日3回合計5時間程度を交代で行います。場所は、武蔵小金井駅、東小金井駅及び新小金井駅の駅前広場を重点的に広報する予定である。庁用車に装備された青色回

転灯を点灯させて行うため、交通安全のみならず防犯パトロールの一躍も担っている。

なお、ただ今申し上げた時間帯以外にも交通対策課職員が他の業務で庁用車にて出動する際には合わせて広報を行えればと考えている。

また、広報テープの録音は、毎回市内の中学生にご協力をいただいているが、今回は、緑中学校の皆さんにご協力をいただく予定である。広報文は「資料」のとおりである。

2 交通安全ポスターの掲示及びチラシに配布について

交通安全ポスターを市内の教育機関、金融機関、ガソリンスタンド等に配布し市民への周知活動を行う予定としている。今回のポスターについては本会場の壁面に掲示している。

ポスターは、9月15日頃を目途に配布する予定である。また、先ほども触れたが、今回よりポスターと合わせて「自転車利用の皆様へ」というチラシを各事業所へ配布する予定である。なお、保育園や幼稚園については前述のチラシ以外にも「保護者の方へ」というチラシを合わせて配布することとし、子供の送迎時における啓発の一助となればと考えている。

3 のぼり旗の設置について

「交通安全運動実施中」をお知らせするのぼり旗 蛍光色の黄色のものを運動期間中、市内の主要交差点、市役所本庁舎前・第二庁舎前、そして小金井警察署前等、小金井警察署や交通安全協会との連携を図りながら設置していくこととする

4 その他

市報「こがねい」9月15日号や市ホームページ、あと今回よりココバス車内においてもポスターの掲示を行うこととし、交通安全運動の実施を広く市民に広報していきたいと考えている。

なお、ここで一点報告として、昨日、午後2時から4時まで、小金井市民交流センターにおいて、「秋の全国交通安全運動市民の集い」が開催された。

このイベントは、春と秋の全国交通安全運動のプレイベントとして、小金井警察署及び交通安全協会が中心となり、毎年春は国分寺市、秋は小金井市で開催している。畠山みどりさんというネームバリューの有る芸能人をお招きしたことが奏功し、盛大に開催されましたので委員の皆さんにご報告をさせていただきたい。

次に、「スタントマンを活用した自転車安全教室」についてご報告させていただぐ。

テレビや映画で活躍中のプロのスタントマンが、実際に発生した交通死亡事故を再現し、目の前でそれを疑似体験することにより、交通安全を心掛けようになる。また、この交通安全教育を受講した中高生が将来ハンドルを握るようになった時、悲惨な交通事故を起こさないように、安全運転を行うドライバーに育ってほしいという長期的なスパンの交通安全プログラムである。小金井市では平成20年度より同プログラムを開始しており、前年度は東中と緑中で実施した。小金井市では、市立中学校に於いて3年を1サイクルで実施しているので、市立中学校5校に通う小金井市の中学生は、在校中に必ずこのプログラムを受講できるということになる。受講した生徒はもとより、先生方からも大変好評なプログラムであり、今後も継続して実施して行きたいと考えているところである。なお、今年度の開催予定については、二中と初めての開催となるが東京電機大学附属中・高等学校の各1年生に対して実施する予定となっておりまして、準備を進めているところである。

【会長】

ご意見・ご質問等はあるか。無いようなので、(3)その他について、何かあればお願いしたい。

【露口委員】

事務局にお願いしたいが、先日、市HPにおいて前回の本協議会会議録を確認しようと思ったが、平成24年度までしか公開されていなかった。

交通安全については人命に関わる非常に重要なテーマであり、約1年半にも渡り公開されていないというのは軽んじているのではないか。

【交通対策係長】

大変申し訳ない。事務局としてはすでに公開していると認識していたが、改めてホームページを確認し、早急に公開することとしたい。

【横山委員】

告知になるが、交通安全運動期間中である9月28日の日曜日にJA小金

井支店駐車スペースにて小学生低学年以下を対象として、アンパンマンキャラクターショーを午前、午後の部と二回に分けて交通安全の啓発活動の一環として実施する予定であり、現在募集中である。詳細等については J A までお問合せ願いたい。

【奥田委員】

9月1日から30日までシルバーパスの一斉更新が始まる。70歳以上の方々が更新を目的に外出機会が増加するため、車両等の運転者には安全運転等に留意されるよう周知願いたい。

次に、これはバス事業者全体が頭を悩ませている問題であるが、バス車内での事故が大変多く、例えば車内で転倒してしまうと事故扱いとなる。実は、車内での事故については高齢者の方々も意外と認識が低いのが現状である。

バス事業者としても今後も周知を徹底していきたいが、委員各位においても周知いただくと共に座席を譲る等の対応を広めていただきたい。

【会長】

他に無ければ、これで平成26年度第1回小金井市交通安全推進協議会を終了する。

(案)

平成 30 年

春の小金井市交通安全運動

4月6日(金)～15日(日)

推進要領

～世界一の交通安全都市
TOKYOを目指して～

やさしさが 走るこの街 この道路

交通ルールを正しく守りましょう！
交通マナーを実践しましょう！

4月10日(火)は 交通事故死
ゼロを目指す日です。

第1 目 的

交通安全運動をきっかけに、市民一人ひとりが交通安全に关心を持ち、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践するほか、地域における道路交通環境の改善に向けた取組に参加するなど、みんなの力で悲惨な交通事故を防止していくことを目的としています。

第2 スローガン

～世界一の交通安全都市TOKYOを目指して～
やさしさが 走るこの街 この道路

第3 期 間

- 1 平成30年4月6日(金)から15日(日)までの10日間
- 2 交通事故死ゼロを目指す日 4月10日(火)

第4 主催機関

小金井市
小金井市交通安全推進協議会
警視庁小金井警察署
小金井警察署管内交通安全協会
関係機関及び団体

第5 運動の重点

- 1 子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- 2 自転車の安全利用の推進（自転車安全利用五則の周知徹底）
- 3 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 4 飲酒運転の根絶
- 5 二輪車の交通事故防止
- 6 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗車中の交通事故防止
(特に、反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底)

1 運動の重点に対する推進要領

(1) 子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止

【子ども】昨年、都内では小学生以下の子どもの交通事故が6件発生しています。

家庭・地域では	<ul style="list-style-type: none">○交通ルールを守ることの大切さについて話し合い、交通安全意識を高めましょう。○親や周囲の人が交通ルールを守り、親がお手本となりましょう。
運転者は	<ul style="list-style-type: none">○子どもの事故は夕方、道路横断中、自転車乗車中に多く発生しています。これらを踏まえて思いやりのある運転をしましょう。○特に住宅街や裏通りの交差点では、子どもの飛び出しに注意しましょう。
職場・学校等では	<ul style="list-style-type: none">○職場では通学路等、子どもが多く通る場所を確認し、注意して通行しましょう。○学校では、日頃から交通安全について指導しましょう。

【高齢者】昨年、都内では高齢者(65歳以上)の交通事故死者数は、63人で全死者数(164人)の約38%を占めており、年齢層別では最多となっています。

家庭・地域では	<ul style="list-style-type: none">○信号を守る、横断歩道を必ず渡るなどの交通ルールを守りましょう。○「反射材」の有効性について話し合い、外出時には反射材を身に付けるよう声を掛けましょう。○高齢者の運転について家族で話し合いましょう。
運転者は	<ul style="list-style-type: none">○高齢者を見かけたら、徐行するなど「思いやりのある運転」を心掛けましょう。○運転に自信がなくなったり、家族から運転が心配と言われたら運転免許証の自主返納を考えましょう。○70歳以上の運転者は高齢者マークを使用しましょう。
職場・学校等では	<ul style="list-style-type: none">○広報誌(紙)などあらゆる媒体を活用して、高齢者を交通事故から守るための広報啓発活動を進めましょう。

(2) 自転車の安全利用の推進 (自転車安全利用五則の周知徹底)

昨年、都内の自転車乗車中の交通事故28件のうち、22件が信号無視、一時不停止などのルール違反によるものです。

家庭・地域では	<ul style="list-style-type: none">○自転車安全利用五則を実践して、交通ルールを遵守しましょう。○子どもを自転車に乗車させる時は、乗車用ヘルメットを着用させましょう。 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"><p>自転車安全利用五則</p><ol style="list-style-type: none">1 自転車は、車道が原則、歩道は例外2 車道は左側を通行3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行4 安全ルールを守る<ul style="list-style-type: none">・飲酒運転・二人乗り・並進の禁止・夜間はライトを点灯・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認5 子どもはヘルメットを着用</div>
運転者は	<ul style="list-style-type: none">○自転車も車両です。信号や一時停止の標識を守りましょう。○ブレーキを備えない自転車は道路を走行することができません。自転車販売店等で定期的に点検整備を受けましょう。○夕暮れ時には、早めにライトを点け、自転車が近づいて来ていることを、他の車両や歩行者などに知らせましょう。○二人乗り、傘差し、スマートフォン使用、イヤホン使用等の危険な運転は止めましょう。○損害賠償責任保険等へ加入しましょう。
職場・学校等では	<ul style="list-style-type: none">○自転車通勤する従業員がいる場合は、従業員が自転車を安全に利用できるような周知をするよう努めましょう。○業務に自転車を使用する事業者は、従業員への研修、点検整備、保険加入をしましょう。○交通安全教室(スクエアード・ストレイト)での事故再現を忘れず、交通事故防止に努めましょう。

自転車も交通事故を起こせば刑事上、民事上の責任が問われます。

自転車側の高額賠償例

- 歩道のない下り坂を走行、正面から歩いてきた歩行者と衝突。歩行者は意識不明。
(神戸地裁平成25年7月4日判決 約9,500万円)
- 夜間、携帯電話を操作しながら無灯火で走行、歩行者に追突。歩行者は重度の後遺障害
(横浜地裁平成17年11月25日判決 約5,000万円)

※ 自転車についても、損害賠償保険等に加入しましょう。

(3) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

シートベルトを着用していないから、車外に投げ出されてしまった交通事故が発生しており、シートベルトを着用していない場合の致死率は、着用している場合と比べて約1.4倍となっています。

家庭・地域では	○シートベルトとチャイルドシートの重要性を理解し、車に乗ったら必ず正しく着用するようにしましょう。
運転者は	○自分自身だけではなく、同乗者の大切な命を守るものです。前席も後席もシートベルトとチャイルドシートを着用させましょう。 ○全ての同乗者が正しく使用していることを確認してから運転しましょう。 ○6歳未満の子どもはチャイルドシートの着用が義務づけられています。
職場・学校等では	○事業所等の管理者は、日常点検等を通じて従業員に対し、全ての座席についてシートベルトの着用を指導し、確認をしましょう。

(4) 飲酒運転等の根絶

昨年、都内の飲酒運転による交通事故は174件発生しており、未だ根絶には至っていません。

家庭・地域では	○アルコールの運転への影響や飲酒運転の罪の重さを再確認し、飲酒運転は絶対にやめましょう。 ○車を運転することを知りながら酒を勧めたり、飲酒している人に車を貸したり、飲酒運転の車に同乗することも犯罪です。
運転者は	○前日のアルコールが残っている場合があります。運転する前日は深酒を控えましょう。 ○「飲んだら乗らない・乗るなら飲まない」を厳守しましょう。
職場・学校等では	○運行前には、運転者の体調を確認し、飲酒運転させないよう管理を徹底しましょう。 ○警察署と連携した講習会の開催など、飲酒運転が悪質な犯罪であることを指導しましょう。 ○自動車運送事業者は点呼時におけるアルコール検知器の使用等、飲酒運転の根絶に向けた取組を実施しましょう。

※ 危険ドラッグが原因の重大な交通事故が発生しています。

危険ドラッグ等の薬物使用は絶対にやめましょう。

また、市販の薬による副作用等にも注意しましょう。

(5) 二輪車の交通事故防止

昨年、都内の二輪車の交通事故死者数は41人と、全事故死者数に占める割合は25%と全国平均の約17%（平成29年中）に比べると高く、都内における交通事故の特徴となっています。

家庭・地域では	<ul style="list-style-type: none">○二輪車で無謀運転、危険・迷惑行為をしないよう呼びかけましょう。○二輪車事故の占める割合が高いことなどについて注意喚起しましょう。○交通事故の責任や命の大切さについて話し合いましょう。
運転者は	<ul style="list-style-type: none">○カーブの手前では十分に速度を落とすなど、自己の運転技量を過信することなく、事故防止に努めましょう。○ヘルメットを正しく被り、プロテクターで体を守りましょう。○車の運転手も二輪車の特性を理解して運転しましょう。
職場・学校等では	<ul style="list-style-type: none">○警察署と連携した、二輪車教室を開催するなど、二輪車の特性を踏まえた安全運転を指導しましょう。

(6) 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗車中の交通事故防止（特に、反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底）

歩行者の信号無視、横断禁止場所横断などによる交通死亡事故が発生しています。

自転車の信号無視、一時不停止などによる交通死亡事故が発生しています。

家庭・地域では	<ul style="list-style-type: none">○信号を守る、横断歩道を必ず渡るなど、交通ルールを守りましょう。○外出時には、明るく目立つ服を心掛け、「反射材」を身に付けて、車の運転者に「自分の存在をアピール」しましょう。
運転者は	<ul style="list-style-type: none">○夕暮れでも、必ずライトを点灯しましょう。○ヘルメットを着用し、周りの安全をしっかりと確認して運転しましょう。○「自転車の禁止行為」は絶対にやめましょう。

職場・学校等では	<ul style="list-style-type: none"> ○警察署や自治体と連携して、自転車実技教室などを開催し、交通安全意識を高めましょう。 ○学校・職場では、東京都自転車安全利用指針やこのリーフレットを活用して、交通ルールを教えましょう。
----------	---

2 主催機関の推進事項

主 催 機 関	推 进 事 項
小金井市	<ul style="list-style-type: none"> ○計画策定と実施に伴う会議の開催及び関係機関・団体との連絡調整 ○各種広報誌(紙)、ホームページ、広報車、各マスメディア等あらゆる広報媒体を活用した積極的な広報活動の展開による地域実態に応じた交通安全普及啓発活動の推進 ○市役所庁舎前及び主要交差点、駅前等に「全国交通安全運動実施中」のノボリを設置し、PRの実施
警視庁 (小金井警察署)	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関・団体への交通事故情報の提供 ○各種広報誌(紙)、広報車等での広報活動 ○参加・体験・実践型の安全教育の推進 ○運動の重点に指向した交通指導取締りの強化
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ○道路情報板等による運動の周知徹底 ○交通事故多発路線等における安全対策の推進 ○道路パトロールを通じた道路環境等の点検・整備 ○自主的な交通安全活動の推進と各種行事への積極的な参加
関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> ○職員及び関係機関・団体への運動の周知徹底と広報誌(紙)等の活用による広報・啓発の推進 ○自主的な交通安全活動の推進と各種行事への積極的な参加
小金井警察署管内交通安全協会	<ul style="list-style-type: none"> ○広報誌(紙)等の活用による広報・啓発の推進 ○各種行事の開催による運動の趣旨等の徹底 ○会員・関係団体との連携による街頭指導活動の推進
小金井市教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○各学校への運動の周知徹底と安全教育の推進 ○各教育機関、PTA等への協力要請と緊密な連携による交通安全教育の推進及び街頭指導活動の強化 ○各種広報誌(紙)等での保護者への広報活動 ○自転車の安全利用に関する普及啓発活動

資料 2

平成 30 年春の交通安全運動市内広報文（案）

こちらは小金井市役所、小金井市交通安全推進協議会です。

4月6日から15日までの10日間、春の全国交通安全運動が行われています。

交通事故の多くは、交通ルール、マナーを守らなかったために起きています。交通ルールを守り、交通安全の輪を街いっぱいに広げて、交通事故をなくしましょう。

「～世界一の交通安全都市 TOKYO を目指して～」（スローガン）

市民の皆さん

飲酒運転による悲惨な交通事故が後を絶ちません。少しでもお酒を飲んだら絶対に運転をしないでください。また飲酒運転をしようとしている人がいたら、どうか周りの人が注意をしてやめさせてください。

「飲んだら乗るな、乗るなら飲むな」

二輪ライダーの皆さん

二輪車による交通事故が増えています。スピードの出しすぎや、無理な追い越しは大変危険です。また、交差点やカーブの手前では十分にスピードを落とすなど、安全な走行に心掛けましょう。

ドライバーの皆さん

子どもと高齢者の歩行中の事故が増えています。子供や高齢者の動きに注意し、徐行や十分な間隔を保持し、思いやりのある運転をしましょう。また余裕を持った運転ができるよう体調に気をつけ、時間に余裕を持って出かけましょう。

こちらは小金井市役所、小金井市交通安全推進協議会です。

ただいま、春の全国交通安全運動が行われています。

よい子の皆さん

車は急に止まれません。道路に飛び出すのは大変危険です。道路を渡るときは、必ず止まって左右を良く見て、車が止まるのを確認してから渡りましょう。

資料 2

自転車でご通行中の皆さん

自転車の交通事故が増えていきます。

二人乗り、傘差し、スマートフォン使用等の危険な運転はやめましょう。

交差点を渡るときは、歩行者や車に注意して渡るようにしましょう。

自転車に乗る時は、ヘルメットの着用をお願いします。

自転車は車道が原則、歩道は例外、車道を走る時は左側を通行しましょう。

信号無視、スピードの出し過ぎなどは交通違反です。

歩道は歩行者が優先です。ベルを鳴らす前に、降りてください。

交通事故を起こしてからでは、遅すぎます。

こちらは小金井市役所、小金井市交通安全推進協議会です。

ただいま、春の全国交通安全運動が行われています。

高齢者の皆さん

お年寄りの交通事故が増えていきます。事故にあってしまったお年寄りの多くが、長い経験から‘自分は交通事故に遭わない’と思い込んでいます。初心に帰って、左右を良く確認し、上着や鞄に反射材を取り付けるなど、交通事故に遭わない工夫をしましょう。

ドライバーの皆さん

シートベルトを締めていますか。シートベルトを締めていれば怪我も防げた、という交通事故が後を絶ちません。助手席はもちろん、後部座席もシートベルトを締めてください。シートベルトは、「あなたや家族を守る命綱」です。車に乗ったら必ずシートベルト、そして、小さなお子様には、必ず体格にあったチャイルドシートを正しい方法で着用しましょう。

自転車でご通行中の皆さん

二人乗り、傘差し、スマートフォン使用等の危険な運転はやめましょう。

また、夜間は必ずライトを点けましょう。

交通ルールとマナーを守り、交通事故防止にご協力をお願いします。

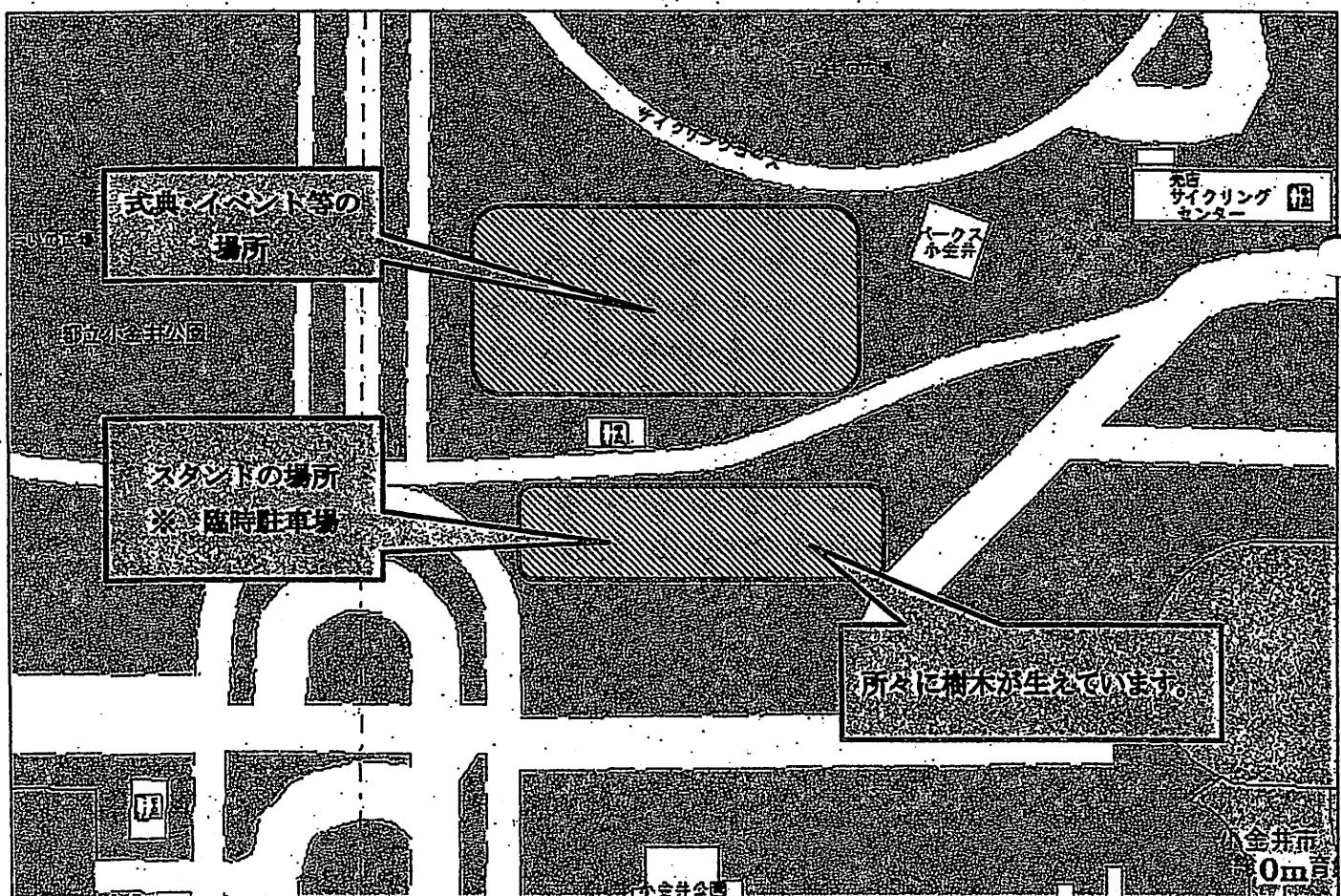
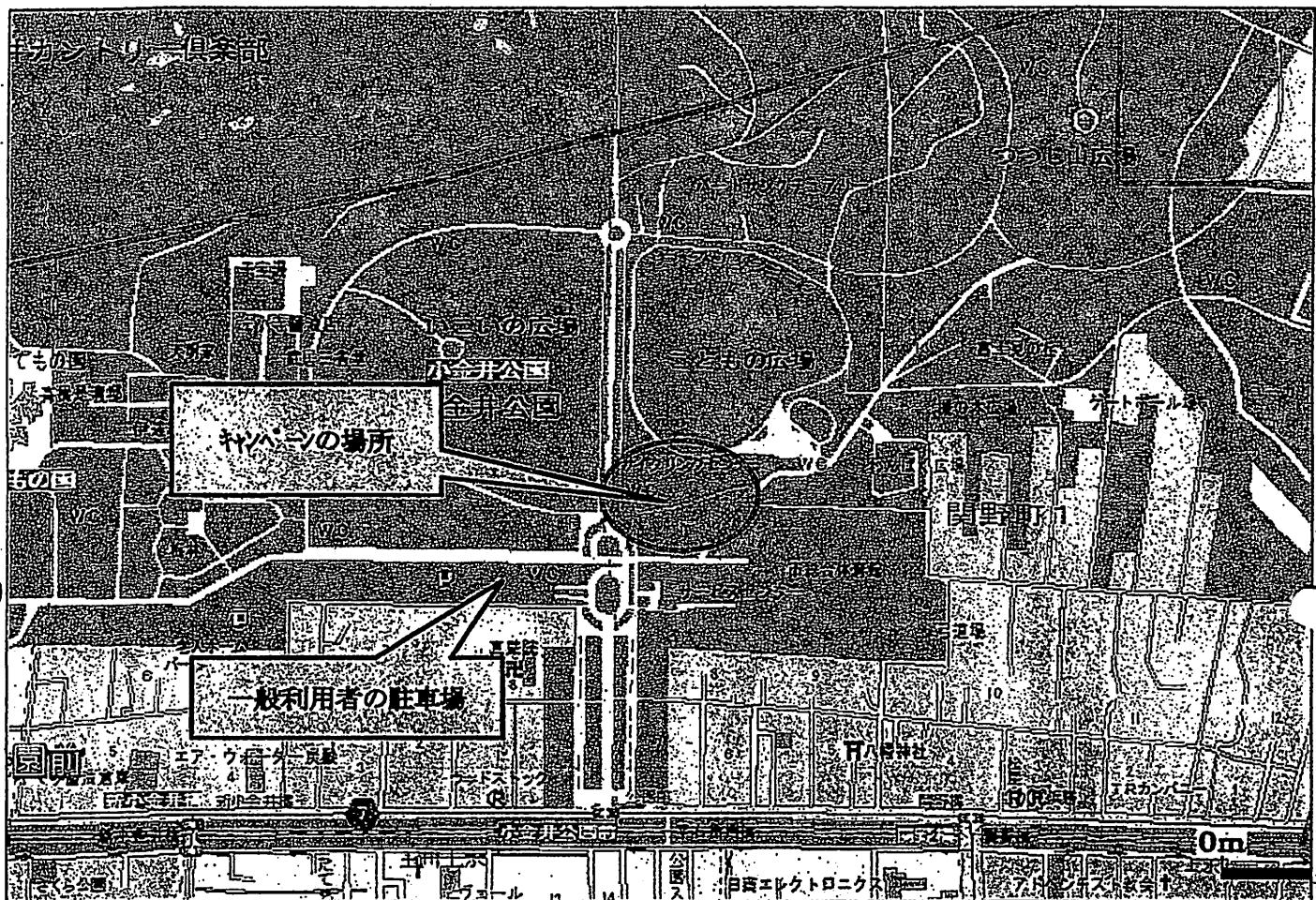
ただ今、春の全国交通安全運動が行われています。

自転車交通事故防止キャンペーン

資料3

項目	内 容
目的	自転車の交通ルール遵守意識の向上及び交通事故防止を主眼におき、子供から高齢者までの広い年齢層の自転車利用者に対し、自転車安全利用五則をはじめとする基本的な自転車の交通ルールの遵守を呼び掛けることにより、自転車の交通事故防止を図るもの。
実施日時	平成29年11月3日(金) 午後1時から午後3時までの間
実施場所	「都立小金井公園」 小金井市閑野町1-13-1 (小金井署管内)
主 催	警視庁、(一財)東京都交通安全協会
対象者	「小金井公園」の来園者
実施内容	各種体験コーナー等の設置(イベントの前段) <ul style="list-style-type: none"> ○ 12:00 ピーくんとの記念撮影 ○ 12:50 白バイ、PCの体験乗車、記念撮影 ○ 横転体験車の実施 ○ 反射神経測定機器の実施 ○ 自転車用ヘルメットの展示・試着
	イベント <ul style="list-style-type: none"> ○ 13:00 式典……………～…(15分) <ul style="list-style-type: none"> ・主催者挨拶 　　交通総務課長 ・来賓挨拶 　　小金井市長(予定) 　　国分寺市長(予定) 　　東京都青少年・治安対策本部治安対策担当部長 ・登壇者紹介 　　(一財)東京都交通安全協会理事長 　　小金井警察署長 　　小金井交通安全協会会长 　　小金井地域交通安全活動推進委員協議会会长 ○ 13:20 交通事故再現スタント……………(3.5分) ○ 13:55 交通安全教育……………(20分) <ul style="list-style-type: none"> ・自転車の交通ルールの解説 ○ 14:15 アトラクション……………(30分) ○ 14:45 交通安全宣言……………(10分) <ul style="list-style-type: none"> ・小金井交通少年団 ○ 14:55 終了
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 イベント前に、各種体験コーナーを設置します。 2 雨天時は、公園内にテントを展帳して、縮小体制で実施します。 3 小金井交通少年団を『自転車安全利用PRサポートー』として、本キャンペーンに参加を要請するともに、『交通安全宣言』を実施してもらいます。 4 本イベントに、お笑い芸人「ノッチ」がゲストで出演します。

キャンペーン場所(小金井公園)略図



小金井市交通安全計画内における交通事故等資料一覧

資料 4

表5 東京都内の交通事故発生件数等

区分	件数	死亡	負傷	人口10万人当たりの死傷者数	
				死者数(人)	負傷者数(人)
年	(件)	(人)	(人)	死者数(人)	負傷者数(人)
H25年	42,041	168	48,855	1.26	367.5
H26年	37,184	172	43,212	1.28	322.7
H27年	34,274	161	39,931	1.19	295.6
H28年	32,412	159	37,828	1.17	277.2
H29年	32,763	164	37,994	1.19	276.2

資料：警視庁HP

表6 小金井市内の交通事故発生件数等

区分	件数	死亡	負傷者	合計	
				(人)	(人)
年	(件)	(人)	(人)		
H25年	263	0	299	300	
H26年	225	1	254	255	
H27年	218	2	242	244	
H28年	191	1	228	229	
H29年	204	0	224	224	

資料：警視庁HP

表7 小金井市内の高齢者（65歳以上）、子ども（15歳以下）、二輪車、自転車の死傷者数と全死傷者数に対する割合

	65歳以上		15歳以下		二輪車		自転車	
	死傷者(人)	%	死傷者(人)	%	死傷者(人)	%	死傷者(人)	%
H25年	33	11	20	6.7	40	13.3	97	32.3
H26年	31	12.2	14	5.5	26	10.2	81	31.8
H27年	31	12.7	16	6.6	34	13.9	77	31.6
H28年	30	13.1	17	7.4	28	12.2	86	37.6
H29年	42	18.8	14	6.3	34	15.2	86	38.4

資料：警視庁交通年鑑、小金井警察署HP

表8 小金井市内の交通事故年齢別死傷者数

(単位：人)

平成27年	子ども			高校生	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60～64歳代	65歳以上	合計
	幼児	小学生	中学生									
死者	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	2
負傷者	4	11	1	9	5	39	38	50	42	12	31	242
合計	4	11	1	9	5	40	38	50	43	12	31	244
平成28年	子ども			20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60～64歳代	65歳以上	合計	
	幼児	小学生	中学生									
死者	0	0	0		0	0	0	0	1	0	0	1
負傷者	4	9	4		12	45	32	51	31	10	30	228
合計	4	9	4		12	45	32	51	31	11	30	229
平成29年	子ども			20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60～64歳代	65歳以上	合計	
	幼児	小学生	中学生									
死者		0			0	0	0	0	0	0	0	0
負傷者		14			12	34	30	44	36	12	42	224
合計		14			12	34	30	44	36	12	42	224

資料：警視庁交通年鑑、小金井警察署HP ※H29年子どもの死傷者数の内訳は不明。子どもの死傷者総数は14人。

表10 小金井市内の地域別交通事故発生件数

地域	H17年	H22年	H27年	H28年	H29年
東町	40	29	18	18	19
梶野町	28	13	13	10	12
関野町	17	12	2	4	3
緑町	55	25	15	11	9
中町	48	23	12	14	16
前原町	89	71	46	39	43
本町	100	69	45	41	30
桜町	28	16	16	9	15
貫井北町	70	43	21	19	26
貫井南町	86	49	30	26	31
合計	561	350	218	191	204

資料：小金井警察署HP

表11 小金井市内の自転車関与事故件数

(単位：件)

	発生件数	自転車関与事故件数	自転車関与率(%)
平成25年	263	104	39.5
平成26年	225	85	37.8
平成27年	218	84	38.5
平成28年	191	81	42.4
平成29年	204	90	44.1

資料：警視庁HP

表12 小金井市内の自転車乗車中交通事故年齢別死傷者数

		子ども			中学卒 ～24歳	25歳 ～39歳	40歳 ～64歳	65歳 ～74歳	75歳 以上	(単位：人) 合計
平成27年	死者	幼児	小学生	中学生	0	0	0	0	0	0
	負傷者	1	7	0	23	15	21	5	5	77
平成28年	子ども			中学卒 ～24歳	25歳 ～39歳	40歳 ～64歳	65歳 ～74歳	75歳 以上	合計	
	死者	0	0	0	0	0	1	0	0	1
平成29年	負傷者	3	6	4	13	14	28	9	8	85
	子ども			中学卒 ～24歳	25歳 ～39歳	40歳 ～64歳	65歳 ～74歳	75歳 以上	合計	
	死者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	負傷者	-	-	-	-	-	-	-	-	86

資料：警視庁交通年鑑

※平成29年内自転車乗車中年齢別死傷者数は不明。自転車乗車中の死傷者総数は86人。

表13 小金井市内の子ども（中学生以下）の交通事故状況別死傷者数

状況 年	歩行中	自転車 運転中	その他	内訳			(単位：人) 合計
				死亡	負傷者		
H25年	7	8	5	0	20	20	20
H26年	6	4	4	0	14	14	14
H27年	6	8	2	0	16	16	16
H28年	2	9	6	0	17	17	17
H29年	-	-	-	0	14	14	14

資料：警視庁交通年鑑

※H29年内子どもの交通事故状況別死傷者数は不明。子どもの死傷者総数は14人。

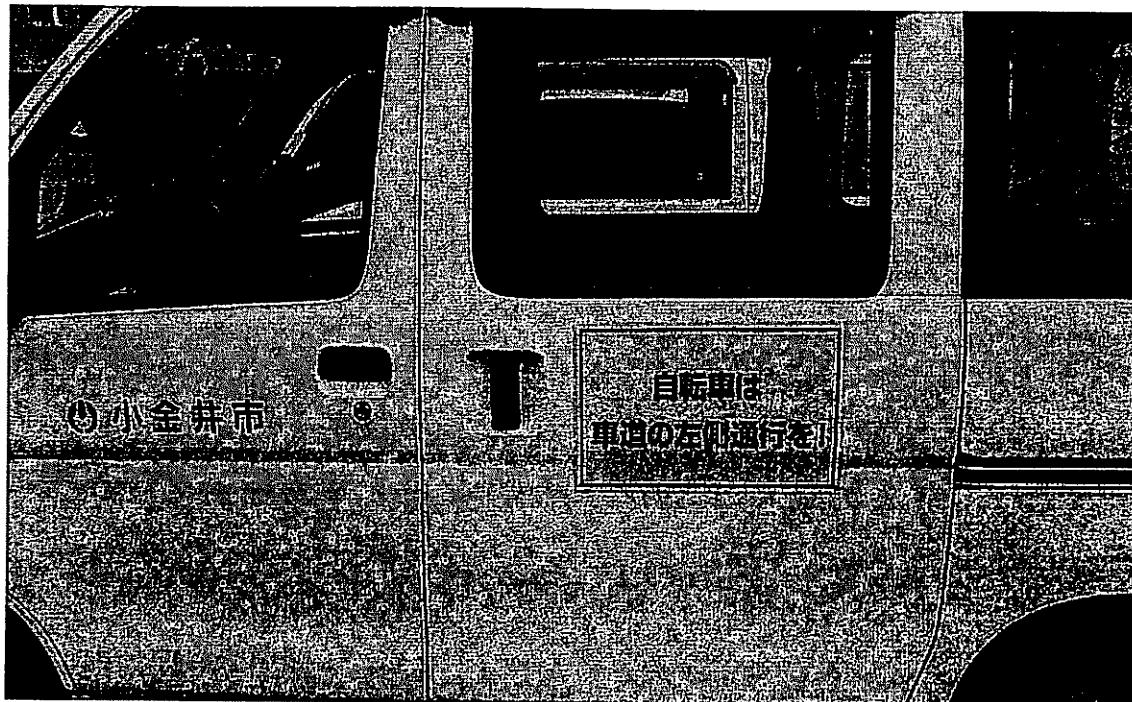
表15 市内高齢者（65歳以上）交通事故状況別死傷者数

状況 年	歩行中	自転車 運転中	その他	内訳			(単位：人) 合計
				死亡	負傷者		
H25年	13	11	9	0	33	33	33
H26年	12	7	12	1	30	31	31
H27年	7	10	14	0	31	31	31
H28年	8	17	5	0	30	30	30
H29年	-	-	-	0	42	42	42

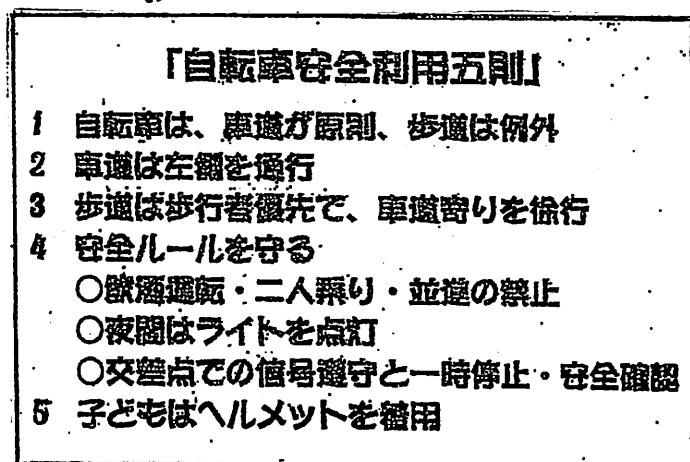
資料：警視庁交通年鑑

※H29年内高齢者交通事故状況別死傷者数は不明。高齢者死傷者総数は42人。

資料 5



自転車利用者に対する啓発用マグネット



自転車安全利用五則周知・啓発用 (封筒など)

交通安全情報



H29.12.6
警視庁交通部



あなたのその行動!!
誰に見られても大丈夫ですか?

～横断禁止編～



横断禁止の標識が
ありますか・・・。



信号は、赤信号に
なっていますが・・・。



いつも通っているし、
横断歩道は遠くて
面倒だから
渡ってしまおう。



車は来ないし、
急いでいるから
渡ってしまえ～



横断禁止場所
横断

による交通事故発生



信号無視

による交通事故発生

交通事故防止ワンポイントアドバイス

「面倒だから・・・」、「今まで大丈夫だったから・・・」

「車が来ていないから・・・」といって

横断禁止場所横断や信号無視をしていませんか？

あなたのちょっとくらいが。。。大事故に!

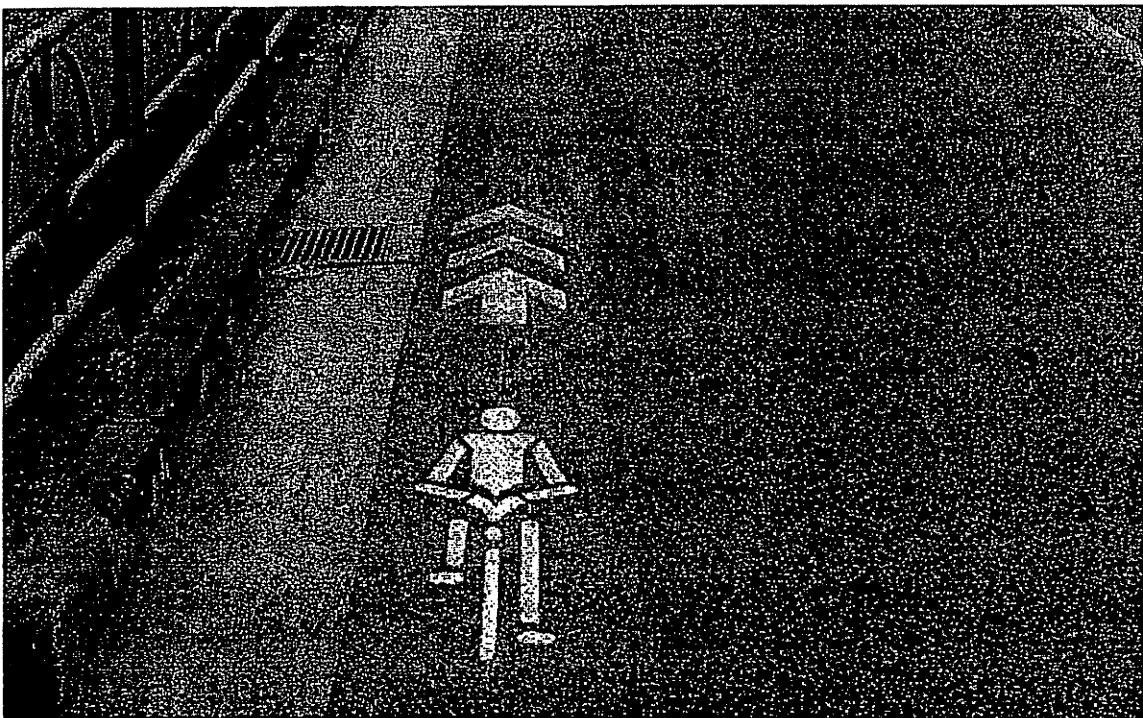
◎道路を渡るときは、遠回りでも必ず横断歩道や歩道橋を
渡りましょう。

◎交通ルールを守り、しっかりと**安全確認**をしましょう。



リードン
高齢者交通指導員
キャラクター

資料 7



自転車ナビマーク



自転車ナビライン

○東京都小金井市交通安全推進協議会設置条例

○東京都小金井市交通安全推進協議会設置条例

昭和37年4月5日条例第16号

東京都小金井市交通安全推進協議会設置条例

(目的)

第1条 この条例は、市内における交通道徳の高揚と交通安全運動の推進ならびに交通環境の整備、改善および交通事故の防止を図ることを目的とする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため市長の付属機関として、小金井市交通安全推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第3条 協議会は、市長の諮問に応じ、必要事項の調査および審議もしくは答申または建議を行なう。

(組織)

第4条 協議会に次の役職員を置く。

会長 1名

委員 19名以内

幹事および書記 若干名

(会長の選任および権限)

第5条 会長は、委員の互選による。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき、または欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員がその職務を行なう。

(委員)

第6条 委員は、市内の各官公庁の職員、市内公私立学校の教職員、民間団体の代表および学識経験者等の中から市長が委嘱する。ただし、委員が委嘱されたときの要件を欠くに至つたときは、その委員は委員の資格を失うものとする。

(任期)

第7条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任をさまたげない。

(幹事および書記)

第8条 幹事および書記は、会長が委嘱する。

2 幹事および書記は、会長の命を受け、協議会の事務を処理する。

(招集)

第9条 協議会は、必要な都度会長が招集し、会長が議長となる。

(定足数および表決)

第10条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(報酬および費用弁償)

第11条 委員は、報酬および公務により出張したときは、費用弁償として旅費を受けることができる。

2 前項の報酬および費用弁償の額ならびに支給方法については、別に定める。

(補則)

第12条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営その他必要事項に関しては、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

小金井市交通安全推進協議会委員名簿

平成30年3月20日現在

No.	職名	氏名	備 考 (推薦団体等)
1	委員	岡田 茂	警視庁小金井警察署 (署長)
2	委員	渡邊 大三	小金井市議会 (議員)
3	委員	今枝 正一	東京消防庁小金井消防署 (署長)
4	委員	宮田 弘志	日本郵便株式会社 (小金井郵便局長)
5	委員	浅野 智彦	小金井市教育委員会委員
6	委員	延 豊彦	小金井市教育委員会 (第四小学校長)
7	委員	刀根 武史	小金井市教育委員会 (第一中学校長)
8	委員	黒沼 康広	東京電機大学高等学校 (生活指導部長)
9	委員	村林 竹治	小金井市私立幼稚園協会 (ぬくい南幼稚園)
10	委員	鈴木 和雄	小金井警察署管内交通安全協会
11	委員	土屋 和子	小金井警察署管内交通安全協会
12	委員	星野 知子	小金井市悠友クラブ連合会
13	委員	斎藤 浩	駅周辺放置自転車対策協議会 (副会長)
14	委員	信山 重広	武藏小金井・東小金井駅連絡協議会 (つくば観光交通株)
15	委員	渡辺 悟	東京むさし農業協同組合小金井支店 (統括支店次長)
16	委員	金澤 昭	小金井市商工会 (理事)
17	委員	大森 康雄	小金井市商工会 (理事)
18	委員	山中 重孝	(株)むさし小金井自動車教習所 (取締役)
19	委員	上原 貴	京王バス中央懶府中営業所 (所長)
20	委員	井上 智順	(社)東京都トラック協会多摩支部

※ 任期は平成30年4月30日まで

平成30年春の全国交通安全運動における 東京都の重点は次に掲げる5項目です。

重点① 子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止

保護者の方へ

子供の交通事故は、14時～18時の時間帯に多く発生しています。信号を守らせ、車が「止まつたこと」など、まわりの安全を確認させましょう。

また、飛び出しや路上遊戯の危険性を教えましょう。



高齢者の方へ

高齢者の交通事故死者数は全死者数の約4割を占め、そのうちの約7割は歩行者です。歩き慣れた道でも、信号無視や横断禁止場所横断などのルール違反はやめましょう。

高齢ドライバーの方へ

体調の優れない時は運転を控えるなど、常に安全運転に心がけましょう。また、自動ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置等が搭載されたセーフティ・サポートカーSの利用をご検討ください。

運転に自信がなくなった方、家族から運転が心配と言われた方は、運転免許の自主返納をお考えください。運転経歴証明書の交付を受けると様々な特典が得られます。

重点② 自転車の安全利用の推進

夕暮れ時や夜間は、自転車のライトを点灯し、また、反射材用品を身につけて、「自分の存在をアピール」をして交通事故を防ぎましょう。

二人乗りや並進走行、また、傘差しやスマートフォンやイヤホンをしながら運転することは大変危険です。

自転車を利用する際は、大人も子供もヘルメットをかぶりましょう。

また、交通事故に備えて保険に加入しましょう。



重点④ 飲酒運転の根絶

飲酒運転は犯罪です。

また、飲酒運転のおそれのある人に対する車両等の提供や酒類を提供する行為、酒気を帯びている人の運転する車両に同乗する行為も罰せられます。

自転車も飲酒運転の対象になります。



全国では、当運動期間中の4月10日(火)を
「交通事故死ゼロを目指す日」と定めています。

東京都青少年・治安対策本部 交通安全課

<http://www.seisyounen-chian.metro.tokyo.jp/kotsu/>

重点③ 全ての座席のシートベルトと チャイルドシートの 正しい着用の徹底

シートベルトは、すべての座席で、必ず正しく着用しましょう。後部座席でシートベルトを着用せずに交通事故に遭った場合、車外放出や前席同乗者への加害の危険性があります。



重点⑤ 二輪車の交通事故防止

交差点を通過する際には、安全確認をしっかり行いましょう。

カーブの手前では、十分に速度を落としましょう。

ヘルメットのあごひもをしっかりと締めて、胸部・腹部を守るプロテクターを着用しましょう。身体露出が少なくなるよう長袖・長ズボンを着用しましょう。



平成30年2月発行 登録番号(29)40
平成30年春の全国交通安全運動推進要領
編集発行 東京都青少年・治安対策本部 総合対策部 交通安全課
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話03-5321-1111(内線21-797)

平成30年 春の全国交通安全運動

平成30年4月6日(金)～4月15日(日)

～世界一の交通安全都市TOKYOを目指して～



第5回東京都交通安全ポスターコンクール(平成29年度実施)
知事賞 江戸川区立鎌田小学校 2年生 佐藤 香乃さんの作品

東京都／首都交通対策協議会

東京都から高齢ドライバーの皆さんへ

都民のみなさん、こんにちは。東京都知事の小池百合子です。

都内においては、高齢ドライバーによる交通事故が相次いで発生しており、高齢ドライバーの事故防止対策は、都の重要な課題となっています。

運転をされる方には、体調の悪い時は運転を控えるなど、日々の安全運転はもちろん、自動ブレーキや、ペダルの踏み間違い時加速抑制装置等を搭載したセーフティ・サポートカーS(略称:サポカーS)の利用もお勧めします。ふとした不注意にも、先進安全技術が、みなさんの安全運転をサポートしてくれます。

運転に自信がなくなった方、家族から運転が心配と言われた方は、一度都内の警察署に相談してみましょう。運転免許の自主返納などの的確なアドバイスがもらえると思います。

運転免許を自主返納された方は、運転経歴証明書を申請することができます。運転経歴証明書を、高齢者運転免許自主返納サポート協議会に加盟している施設などでご提示いただくと、様々な特典が得られます。どんどん特典を拡充してまいりますので、みなさんも是非ご利用ください。

悲惨な交通事故を無くして、誰もが安全にいきいき生活できる都市と一緒に実現していきましょう。

セーフティ・サポートカーS(略称:サポカーS)がお勧めです。

セーフティ・サポートカーS(サポカーS)とは、自動ブレーキに加え、ペダル踏み間違い時加速抑制装置等を搭載した、特に高齢ドライバーに推奨する自動車です。このような先進安全技術は、交通事故の防止や被害の軽減に役立つものです。ぜひご利用を検討ください。



自動ブレーキ ぶつからない技術

危険を予測し衝突を回避、または被害を軽減。



ペダル踏み間違い時加速抑制装置 飛び出さない技術

駐車スペースから出る時などの、誤操作による急発進を防ぐ。



車線逸脱警報 はみ出さない技術

車線を検知して、はみ出しを警報。



先進ライト ヘッドライト自動切り替え技術

ヘッドライトを自動で切り替え夜間の歩行者などの早期発見に貢献。



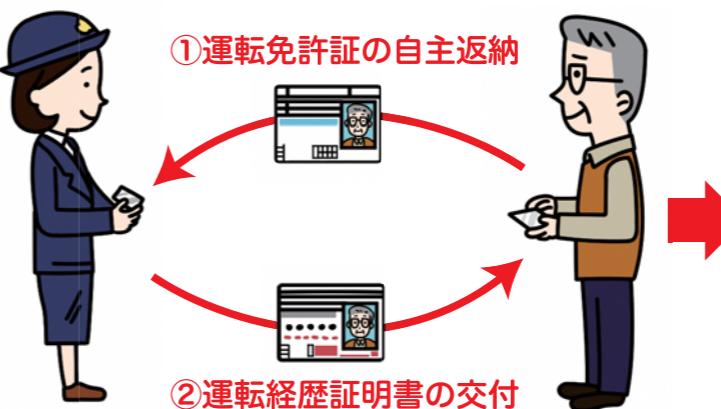
東京都知事
小池百合子

高齢者の運転免許自主返納をサポート

運転に自信がなくなりたり、家族に「運転が心配」と言われたら、運転免許の自主返納をお考えください。様々な特典が得られ、身分証明書としても使える「運転経歴証明書」を申請できます。詳しくは最寄りの警察署に相談いただくか、警視庁ホームページをご覧ください。

免許を返納する勇気

検索



③いろいろな特典があります。

- ホテルのレストラン等での割引
- 引越し代金の割引
- 定期預金の金利優遇
- 眼鏡購入時の割引 など

詳しくは
<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/smph/kotsu/jikoboshi/koreisha/shomeisho/support.html>



ながらスマホはやめましょう！

スマートフォンを操作しながら歩いたり、車両を運転しながらスマートフォンを操作する、いわゆる「ながらスマホ」はとても危険です！！

視野が極端に狭くなります。

人は多くの情報を目から取り入れます。スマートフォンを操作しているときは画面に集中するために視野が極端に狭くなり、周囲の危険を発見することができないため、思わぬ事故につながります。



無防備な状態になります。

視野が狭くなることで、無防備な状態になります。人や物にぶつかった際、スマートフォン操作に夢中になるあまりに咄嗟の反応が遅れ、予想外の怪我につながってしまうことがあります。



車やオートバイ、自転車

スマートフォンを操作しながらの運転は交通違反になるばかりか、周囲の状況把握ができない、交通事故に直結する大変危険な行為です。

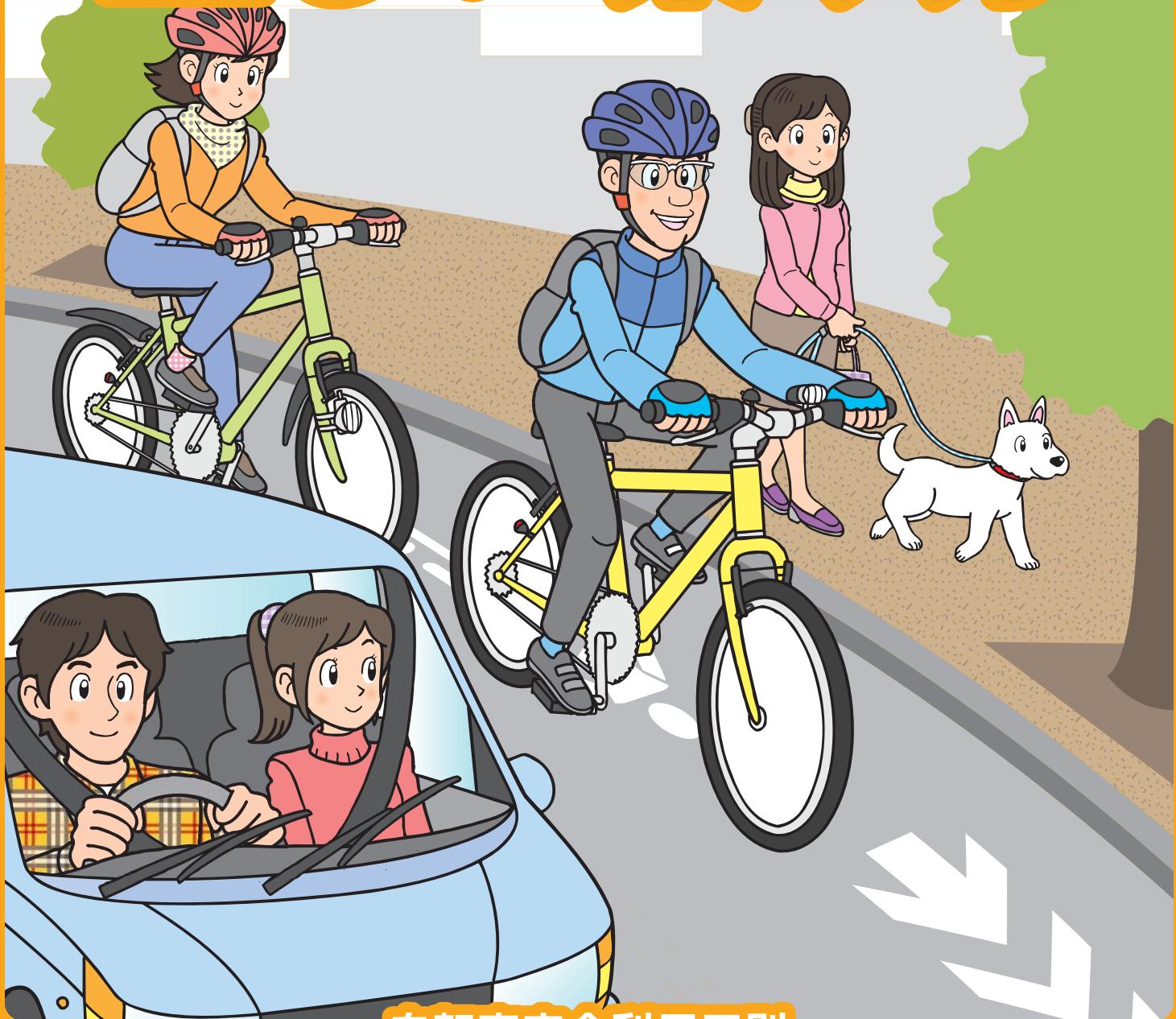
歩行者

スマートフォンの操作に夢中になり、自分に迫る危険を見落としてしまうと、他の歩行者や車両との接触を避けることができないため、自分自身が怪我を負うことになってしまいます。

また、スマートフォンの操作に夢中になるあまり、それが原因で相手に怪我を負わせてしまうと、過失傷害罪(30万円以下の罰金又は科料)に問われる可能性もあります。



自転車の 正しい乗り方



自転車安全利用五則

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤子どもはヘルメットを着用



街とともに。人とともに。
FOR MORE COMMUNICATION

警 視 庁

自転車安全利用五則



① 自転車は、車道が原則、歩道は例外

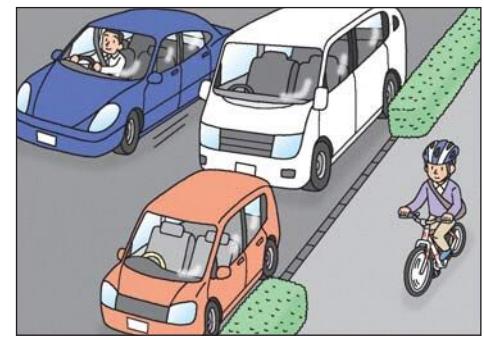
以下の場合は歩道を通行することができます

- 歩道に「自転車通行可」の標識があるとき
- 13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者や身体の不自由な人が普通自転車を運転しているとき
- 道路工事や連続した駐車車両などのために車道の左側部分を通行することが困難な場合や、著しく自動車などの交通量が多く、かつ車道の幅が狭いなどのために追越しをしようとする自動車などとの接触事故の危険がある場合など、普通自転車の通行の安全を確保するためやむを得ないと認められるとき

[道路交通法第63条の4、道路交通法施行令第26条]



「自転車通行可」の標識



② 車道は左側を通行

道路（車道）の中央から左の部分を通行しなければなりません。

[道路交通法第17条]

罰則 3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

自転車道がある場合は、工事などの場合を除き、自転車道を通行しなければなりません。[道路交通法第63条の3]

罰則 2万円以下の罰金又は料金



③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

自転車は、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければならず、歩行者の通行を妨げるときは、一時停止しなければなりません。[道路交通法第63条の4]

罰則 2万円以下の罰金又は料金





④ 安全ルールを守る

飲酒運転禁止



酒気を帯びて自転車を運転してはいけません。

[道路交通法第65条]

罰則 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金（酒酔いの場合）

2人乗り運転禁止

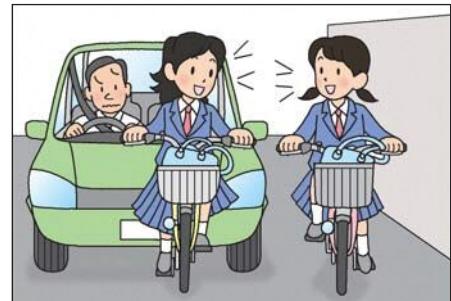


自転車には、運転者以外の者を乗車させてはいけません。

※ただし、16歳以上の運転者が幼児用座席に6歳未満の幼児1人を乗車させることはできます。

[道路交通法第57条、東京都道路交通規則第10条]

並進走行禁止



他の自転車と並んで通行することはできません。

[道路交通法第19条]

罰則 2万円以下の罰金又は科料

夜間はライトを点灯

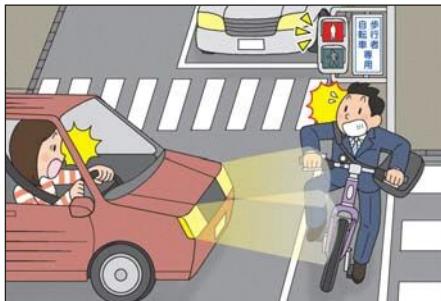


夜間は必ず前照灯をつけましょう。

[道路交通法第52条、道路交通法施行令第18条、東京都道路交通規則第9条]

罰則 5万円以下の罰金

信号無視禁止



対面する信号機に必ず従わなければなりません。

[道路交通法第7条、道路交通法施行令第2条]

罰則 3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

一時停止



一時停止標識がある場所では、必ず止まって安全確認をしましょう。

[道路交通法第43条]

罰則 3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金



⑤ 子どもはヘルメットを着用

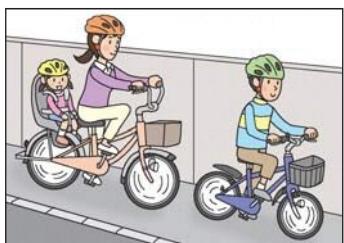
保護者の方は、13歳未満の子どもにヘルメットをかぶせるよう努めなければなりません。[道路交通法第63条の11]

乗車用ヘルメットの着用

険があります。自転車事故で死亡した人の損傷部位は、78.6%（※）が頭部であり、被害を軽減するためにもヘルメットの着用が必要です。13歳未満の子どもにヘルメットを着用させることはもちろん、大人もヘルメットなどの交通事故による被害を軽減する器具の利用に努めてください。

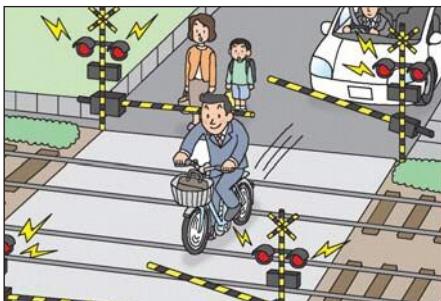
※平成29年都内の自転車事故死者の損傷部位の割合

自転車で走行中、交通事故や不意に転倒した場合、頭を道路等に強打する危険があります。自転車事故で死亡した人の損傷部位は、78.6%（※）が頭部であり、被害を軽減するためにもヘルメットの着用が必要です。13歳未満の子どもにヘルメットを着用させることはもちろん、大人もヘルメットなどの交通事故による被害を軽減する器具の利用に努めてください。



禁止事項 ルールを守って安全運転を心掛けましょう!!

しゃ断踏切立入り



踏切の遮断機が閉じようとしている間に、警報機が警報している間は、踏切に入ってはいけません。

[道路交通法第33条]

罰則 3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

ブレーキ不良(備えていない)自転車運転



ブレーキは前車輪と後車輪ともに備えていなければなりません。

[道路交通法第63条の9、道路交通法施行規則第9条の3]

傘差し運転



傘を差す、物を持つなどの行為で視野を妨げたり、安定を失うような方法で自転車を運転してはいけません。

[道路交通法第71条、東京都道路交通規則第8条]

罰則 5万円以下の罰金

携帯電話使用運転



自転車を運転しながら携帯電話を手で持って通話したり、メール等をしてはいけません。

[道路交通法第71条、東京都道路交通規則第8条]

罰則 5万円以下の罰金

イヤホーン等使用運転



イヤホーン等を使用して音楽を聴くなど、運転上必要な周りの音や声が聞こえない状態で自転車を運転してはいけません。

[道路交通法第71条、東京都道路交通規則第8条]



罰則 5万円以下の罰金



子どもを自転車に同乗させる時は乗せ方のルールを守りましょう

乗車人数

原則として運転者以外の人を乗せることができません。

ただし、次の場合は幼児を同乗させることができます。[道路交通法第57条、東京都道路交通規則第10条]

1 一般の自転車

16歳以上の運転者は、幼児(6歳未満)1人を幼児用座席を設けた自転車に乗車させることができます。

※さらに16歳以上の運転者は、6歳未満の幼児1人を子守バンド等で背負って運転することができます。



2 幼児2人同乗用自転車

16歳以上の運転者が、幼児2人を乗せる場合には、一定の安全基準を満たした「幼児2人同乗用自転車」を使わなければなりません。普通の自転車の前後に座席を取り付けた自転車に幼児2人を乗せてはいけません。

※幼児2人を同乗させた場合は、運転者は幼児を背負って運転することはできません。



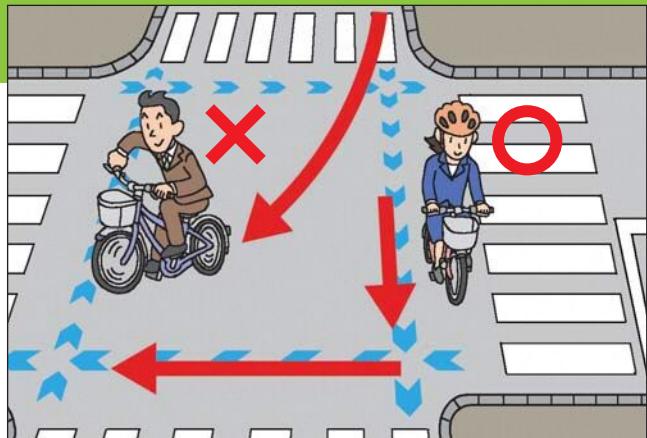
自転車の交通ルール

① 交差点で右折するとき

できるだけ道路の左端によって交差点の向こう側までまっすぐ進み、十分速度をおとして曲がらなければなりません。[道路交通法第34条]

二段階右折

信号機のある交差点を右折する場合は、青信号で交差点の向こう側までまっすぐ進み、その地点で止まって右に向きを変え、前方の信号が青になってから進むようにしなければなりません。



② 道路の横断

自転車横断帯

道路を横断しようとするときは、その付近に自転車横断帯がある場合は、それによって横断しなければなりません。

交差点に自転車横断帯があるときは、この横断帯を進行しなければなりません。

[道路交通法第63条の6、第63条の7]



横断歩道（自転車横断帯が設置されていない）

横断歩道は歩行者の横断のための場所ですので、横断歩道上に歩行者がいないなど歩行者の通行を妨げるおそれのない場合は、自転車に乗ったまま通行できますが、歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は、自転車から降りて押して横断するようにしてください。

[交通の方法に関する教則]



③ 自転車が従うべき信号

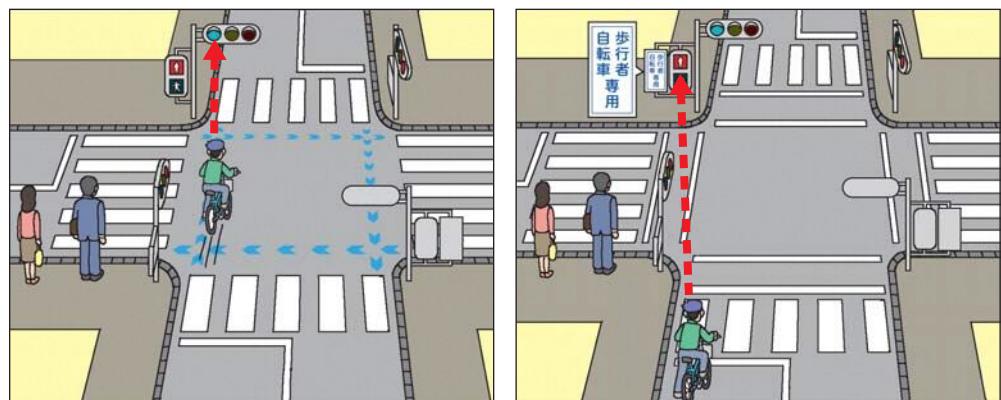
信号機

信号は、対面する信号機に従わなければなりません。

[道路交通法第7条、道路交通法施行令第2条]

「歩行者・自転車専用」と表示されている歩行者用信号機がある場合は、車道を通行する自転車も歩行者用信号機に従わなければなりません。

[道路交通法施行令第2条]



■「歩行者・自転車専用」の表示がない場合

※ただし、歩道を走っている時は歩行者用信号を見る。

■「歩行者・自転車専用」と表示されている場合



使ってみませんか？自転車用ヘルメット

自転車死亡事故の約8割(※)が頭部に致命傷を受けています

自転車用ヘルメットをかぶり、頭部を守ることが重要!!

※平成29年都内の自転車事故死亡者の78.6%が頭部に致命傷を負っています。



※写真は1例です。ヘルメットはメーカーにより種類・色・型・サイズがさまざまです。お近くの販売店でぜひ一度手にとって見てください。



自転車事故事例から保険加入を考えましょう

男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車走行中、歩道と車道の区分の無い道路において、歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い意識が戻らない状態となった。 【神戸地裁 平成25年7月4日判決】

男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前から車道を斜め横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失)が残った。 【東京地裁 平成20年6月5日判決】

賠償額 9,521万円

賠償額 9,266万円

自転車事故を起こした際には、自分が怪我をするだけでなく、相手に怪我をさせたり、相手の物を壊してしまうことがあります。自分のため、相手のためにも万が一に備え、自転車保険に加入しましょう。



自転車ナビマーク・自転車ナビライン～自転車の走行位置を示すマーク～



「自転車ナビマーク」

車道を通行する自転車は自転車ナビマークに沿って車道の左側を通行!逆行は×!



「自転車ナビライン」

車道を通行する自転車は自転車ナビラインのある交差点では、自転車ナビラインに従って通行!右折する際は二段階で!



自転車運転者講習制度（平成27年6月1日施行）

危険行為を繰り返す

3年以内に法律で定められた危険行為（信号無視等の14類型）を2回以上繰り返す。

公安委員会からの受講命令

公安委員会から、該当者に対し、自転車運転者講習を受けさせるための受講命令書が交付される。

自転車運転者講習の受講

自転車運転者講習の受講（3時間）
受講料金 6,000円
命令に従わない場合5万円以下の罰金